

議案第 35 号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市水道事業給水条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例（昭和37年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第43条第1号中「) の」を「) において」に改め、「において衛生工学若しくは水道工学に関する科目」を削り、「、2年以上水道」を「、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に、「者」を「者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「、3年以上水道」を「、4年以上水道等」に、「者」を「者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号中「において」を「（次号において「短期大学等」という。）において」に、「、修了した後」を「、修了した後。次号において同じ。」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条中第9号を第12号とし、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に、「有するもの」を「有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第43条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は科目」を

「から第 6 号までに規定する課程に相当する課程」に、「、当該各号」を「、それぞれ当該各号」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「あつては 1 年」を「あつては 2 年」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に、「もの」を「者（第 1 号の卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「において」を「（次号において「高等学校等」という。）において」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 4 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 4 4 条第 1 号中「前条に規定する資格」を「前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（

専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する科目」を「の課程」に、「相当する科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「、同条第4号」を「、同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「科目」を「課程」に、「、同条第4号」を「、同条第5号」に改め、同条第5号中「、第2号」を「、第1号若しくは第2号」に、「科目」を「課程」に、「、当該各号」を「、それぞれ当該各号」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第43条の改正規定及び第44条の改正規定（同条第6号に係る部分を除く。）は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第44条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の同号に規定する者とみなす。

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。